

申請者向け

ETC2.0簡素化制度を利用した 通行許可の変更申請について

特車ゴールド申請における『変更申請』への対応

○令和2年2月25日より、許可済みの特車ゴールド申請(ETC2.0簡素化制度)の変更申請が可能となります

表1 特車ゴールド申請における、新規・更新・変更申請の可否

No.	申請の区分			実施の可否	
	申請種別	もとの許可	申請内容	オンライン申請	窓口申請
1	新規申請	—	特車ゴールド申請	可	不可
2	更新申請	特車ゴールド許可	特車ゴールド申請	ワンクリック更新	
3			通常申請	可	可
4		通常許可	特車ゴールド申請	不可	不可
5	変更申請	特車ゴールド許可	特車ゴールド申請	不可⇒可	不可
6			通常申請	可	
7		通常許可	特車ゴールド申請	不可	不可

特車ゴールド許可
⇒特車ゴールド申請
の場合、変更申請が
可能

特車ゴールドの変更申請では、通常の変更申請と同様に、
許可期間のみの更新以外で、車両台数の増以外の変更が可能です。
(通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」1(2)より)

- 主な変更可能項目は以下のとおりです。
- ・トラック、トラクタの交換、減少(台数増の場合は新規申請)
 - ・トレーラの増加、交換、減少
 - ・通行経路の変更(増・減も可)
 - ・申請者及び申請者情報(会社名等)の変更
- ※積載物の変更は新規申請となります

「軽微な変更申請」(優先処理対象)の追加について

- 「変更申請」のうち一定の内容のもの(単車・トラクタ・トレーラの台数の追加など)を「軽微な変更申請」として、優先的に処理する対象に加えましたので、お知らせします。
- なお、これに伴い、従来の「新規申請」と「変更申請」の分類を変更します(注)。

(注)

- 1) 既に許可を受けた通行経路について、新たに単車・トラクタ・トレーラの台数を追加しようとする申請で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値と同一であるものについては、「変更申請」に分類されます。
- 2) 既に許可を受けた通行経路について、新たに単車・トラクタ・トレーラの台数を追加しようとする申請で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値を超えるもの(道路に与える影響が最大となるもの)については、「新規申請」に分類されます。
- 3) 上記1)の申請は、「軽微な変更申請」に該当します(この申請を行う前に、必ず3ページにある留意事項をご一読願います。)
- 4) 上記2)の申請は、従来どおり、「新規申請」として行ってください。

軽微な変更申請の優先処理について

国道事務所に申請された「変更申請」のうち、車両ナンバーの変更や申請者の住所の変更等の「軽微な変更申請」については、優先的に処理します。

優先処理の対象となる申請

変更申請

- ・車両の変更
 - ・申請者の変更
 - ・通行経路の変更
- など

左記のうち、既許可の有効期間・経路が変わらない以下の軽微な変更

- ・車両ナンバーの変更
- ・申請者の会社名・住所・氏名等の変更
- ・車両の追加、交換等（既許可値と同一のもの）

優先処理

特殊車両通行許可申請手続

オンライン申請

窓口申請

軽微な変更の内容を電話等で連絡

軽微な変更の内容を電話等で連絡

申請書類のチェック

受理

審査

許可証発行

※「車両の追加、交換等」で既許可値を超えるものは「新規申請」として申請してください。

既存の許可に車両を追加する申請を行う場合の留意点

- 既に許可を受けた通行経路について、新たに同一車種の車両(単車・トラクタに限る。)の台数を追加しようとする申請で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値と同一であるものは、「変更申請」に分類されるものですが、オンライン申請システムの改修が完了するまでの当面の間は、「新規申請」として申請書を作成し、申請してください。
⇒ トレーラのみを追加しようとする場合には、従来どおりの方法で申請してください。

- 上記申請にあたっては、以下の点に留意願います。
 - 1) 申請書に記載する車両の台数は、既に許可を受けた車両の台数に、新たに追加しようとする台数を加えたものとしてください。
⇒ 例えば、既に2台の単車の許可を受けており、その許可に新たに1台追加しようとする場合には、新たに作成する新規申請書には、3台分(既存2台+新規1台)の車両諸元を記載してください。
 - 2) 申請書の車両諸元欄の値が、既に許可を受けた許可証に記載された車両諸元(許可値)と同一であることを確認してください。
 - 3) 車両の台数以外の内容(軸種、経路、有効期間の終了日などの台数以外のもの)は、変更しないでください。
ただし、道路情報便覧の収録による経路の不連続の修正及び申請者情報の変更等の軽微な変更は可能です。
 - 4) 申請書には、既に許可を受けた許可証(頭紙)を添付して申請してください。
 - 5) 申請後、申請先の国道事務所に対し、軽微な変更申請を行った旨及び到達番号を電話連絡してください。
⇒ 上記の要件を満たさない申請及び記載内容に不備がある申請は、「軽微な変更申請」(＝優先処理の対象)に該当しないほか、差戻しを行う場合がありますので、ご注意ください。

- 上記の申請に基づく許可の有効期間の終了日は、既に許可を受けた許可証に記載された有効期間の終了日と同一日となります。また、通行条件は、既に受けた許可のものと異なる場合があります。

- 既存の許可の有効期間を延長したものは変更・更新申請ができないため、軽微な変更申請の対象になりません。

(参考)変更申請の範囲

【現 状】

新規申請

トラクタ・単車の追加 (諸元の増減に関わらず)

変更申請

トレーラの追加 (諸元増加)

車両 (トラクタ・単車又はトレーラ) の交換 (諸元増加)

通行経路の変更

通行経路の追加

通行経路の減少

自動車登録番号の変更

申請者情報の変更

トレーラの追加 (諸元変更なし)

車両 (トラクタ・単車又はトレーラ) の減少

車両 (トラクタ・単車又はトレーラ) の交換 (諸元増加除く)

【改 正】

新規申請

トラクタ・単車の追加 (諸元増加)

トレーラの追加 (諸元増加)

車両 (トラクタ・単車又はトレーラ) の交換 (諸元増加)

変更申請

通行経路の変更

通行経路の追加

通行経路の減少

自動車登録番号の変更

申請者情報の変更

トラクタ・単車の追加 (諸元変更なし)
※ただし、当面の間、オンライン申請を行う際には、「新規申請」として行うものとします。

トレーラの追加 (諸元変更なし)

車両 (トラクタ・単車又はトレーラ) の交換・減少 (諸元変更なし)

車両 (トラクタ・単車又はトレーラ) の交換・減少 (諸元減少)

軽微な変更 (優先処理)



※なお、「変更申請」に該当する内容の申請を「新規申請」としても行うことも可能です。